

一括有期事業報告書・総括表及び申告書作成のチェックポイント

労働保険料申告書の記入が終わりましたら、このチェックポイントで、もう一度確認ください。

チェック

- 元請工事で当該年度(4月1日～3月31日)に終了した工事が漏れていませんか？
- 下請負工事を誤って申告していませんか？
- 3月31日までに終了していない工事を誤って申告していませんか？
- 一括有期事業の対象とならない工事・事業を誤って申告していませんか？

- 事業の種類の違いに誤りはありませんか？

- 事業の種類が異なる工事はそれぞれ別葉で記入していますか？
- 労務費率により保険料を算出する場合、請負金額から消費税額が除かれていますか？
※平成27年4月1日以後に開始した工事のみ、上記の取扱となります。
- 平成27年3月31日以前に開始した工事の申告がある場合、事業開始時期ごとに区分して記入していますか？
- 平成27年3月31日以前に開始した工事について、労務費率により保険料を算出する場合、請負金額に消費税が含まれていますか？
- 請負金額及び賃金総額について、一括有期事業報告書からの転記ミスはありませんか？
- 一般拠出金欄の記入漏れはありませんか？
※平成19年4月1日以降に開始した工事のみ、一般拠出金の申告の対象となります。
- 常時使用労働者数(④欄)は記入しましたか？
- 労災保険率の適用に誤りはありませんか？
- 賃金総額(⑧・⑫欄)について、1,000円未満は切り捨てられていますか？
- 保険料・一般拠出金額(⑩・⑭欄)について、1円未満は切り捨てられていますか？
- 概算保険料が20万円未満なのに、延納の申請をしていませんか？
- 概算保険料の延納を希望する場合に、延納の申請(⑰欄)に“3”を記入していますか？
- 法人番号(⑳欄)を記入しましたか？(既に印字されている場合、改めての記入は不要です。)
- 事業の廃止をする場合、事業廃止等年月日(㉑欄)及び事業廃止等理由(㉒欄)が記入されていますか？

〈支払い賃金により保険料を算定した工事がある場合、以下の項目も確認してください〉

- 賞与、その他臨時の賃金の算入漏れはありませんか？
- 通勤手当等の交通費(非課税分、現物支給の定期代等を含む。)の算入漏れはありませんか？
- パート・アルバイトなど短時間労働者の賃金の算入漏れはありませんか？
- 季節労働者の賃金の算入漏れはありませんか？
- 日雇労働者の賃金の算入漏れはありませんか？
- 年度途中退職者の賃金の算入漏れはありませんか？
- 下請負人に使用される労働者の賃金の算入漏れはありませんか？
- 同居の親族など、労働者ではない方への賃金を誤算入していませんか？
- 事業の代表者や法人の役員への役員報酬を誤算入していませんか？